

令和元年6月14日現在

機関番号：14501

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13314

研究課題名(和文) 南洋群島の法と司法に関する実証的基盤研究 日本近代法史の再定位を目指して

研究課題名(英文) A Study on the Legal System of the South Pacific Mandate under the Japanese Rule

研究代表者

小野 博司 (ONO, Hiroshi)

神戸大学・法学研究科・准教授

研究者番号：70460996

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、南海諸島の法制度を明らかにすることである。南洋諸島は、第一次世界大戦中の1914(大正3)年に帝国海軍によって占領され、1922(大正11)年からは南洋庁の統治下に置かれた。

本研究の第一の成果は、海軍占領期の法制度を明らかにした点である。この時期の法制度は、これまでの研究ではよく知られていなかったが、本研究では、防衛省防衛研究所所蔵の資料を用いて明らかにした。加えて、南洋庁法院で勤務していた司法官の経歴を調査した。その結果、ほとんどの司法官が長期間にわたり勤務していたことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで日本近代法制史で、南洋群島の法が論じられたことはなかった。それゆえ本研究期間中に申請者が発表した論考が、初めての成果であると考えられる。

また、本研究の成果は、南洋群島と軍政法が研究対象であることを日本近代法制史において提示したものである。これにより、民主的な「戦後日本」の建設を目指し、反面教師として日本近代国家(天皇制国家)の批判を主に行うという伝統的な研究目的に対し、「帝国の法」の全体像を解明する新たな研究目的を具体的な形で提示すること(=日本近代法制史の再定位)ができたと考えられる。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to clarify the legal system of the South Pacific Mandate under the Japanese rule(1914-1945). The South Pacific Mandate were occupied by the Japanese Imperial Navy in 1914 during the First World War, and from 1922 were under the control of the Nanyo Government.

The first result of this study is to clarify the legal system during the period of occupation by the Japanese Imperial Navy(1914-1922). In addition, I investigated the career of judicial officers who worked in the Nanyo court of justice. As a result, it became clear that most judicial officers worked for a very long time.

研究分野：日本近代法制史

キーワード：南洋群島 軍政法

1. 研究開始当初の背景

日本近代法制史は、かつては、民主的な「戦後日本」の建設を目指し、反面教師として日本近代国家(天皇制国家)の批判を主に行ってきた。これに対し報告者は、このような研究目的に重要な意味があったことは認めつつも、帝国の法の全体像の解明が、新たな研究目的として重要であることを指摘してきた。そこで本研究では、このことを具体的に提示するために、第一次世界大戦中の1914(大正3)年に海軍が占領し、1922(大正11)年より南洋庁が委任統治を行った南洋群島〔太平洋上のマリアナ、カロリン、マーシャルの各諸島に所在する(大半が無人島の)島から構成される〕を対象とする法制史的研究を行うことを目指した。南洋群島については、外務省条約局法規課編『委任統治領南洋群島(前・後)』、1962 - 1963 が、現在でも最も重要な先行研究であり、南洋群島の法に言及する論考のほとんどが、同書をもとにする記述を行っていたといっても過言ではなかった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「帝国の法」の全体像の解明という日本近代法制史の新たな研究目的を具体的な形で提示するために、南洋群島の法に関する諸問題を明らかにすることである。具体的には、南洋群島においていかなる法が制定されたのか(『外地法制誌』が取り上げている法は、主に1922年の委任統治期であるが、それ以前の占領統治期にはどのような法が制定されていたのか)、南洋庁法院において裁判を担当した司法官はどのような人物であったのか、南洋群島において活動した弁護士はどのような人物であったか(『外地法制誌』では弁護士はいなかったとの記述があるが、本当に存在しなかったのか)、南洋庁法院ではどのような事件が審理されたのか〔青柳真智子『モデクゲイ ミクロネシア・パラオの新宗教』、新泉社、1985年、には、パラオにおける新興宗教に対する弾圧事件(モデクゲイ事件)の記録は国内外の諸機関においても所蔵されていないとの記述があるが、同事件以外の記録も存在しないのか〕、の4つの問題を取り上げた。

3. 研究の方法

(1) 南洋群島の法、南洋庁法院で勤務した司法官の経歴、南洋群島において活動した弁護士、そして、南洋庁法院が審理した事件について明らかにし分析するために、国内外の諸機関において資料調査を行った。本研究において資料調査を行った主な機関は、国立国会図書館、国立公文書館、法務省法務図書館、一般社団法人太平洋協会、早稲田大学、沖縄県立図書館、那覇市立図書館、琉球大学、ペラウ国立博物館である。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

本研究の第一の成果は、1914年から1922年にかけての海軍占領期の法を明らかにしたことである。第一次世界大戦で南洋群島を占領した海軍は、南遣支隊(のち臨時南洋群島防備隊)による軍政(占領統治)を行った。これまで、南洋群島の法を扱った研究では、1914年から1922年までの軍政と、1922年以降の民政(委任統治)の違いが十分意識されていなかった[「軍政」と「民政」の区別を、民政署長への文官任用を可能にする規定を置いた、1918(大正7)年7月の臨時南洋群島防備隊条例の全部改正に求めていた(なお、この規定の内容が実現されたのは、南洋群島の委任統治の受領が決定した1919年5月のことである)]。報告者が、軍政期に注目したのは、民政期、特に体制が構築される民政期初期への影響が大きいにも関わらず、これまでほとんど研究されてこなかったためである。また、そもそも日本近代法制史では、(GHQによる法を除いては)占領統治の法(軍政法)についての研究がなく、本研究中に申請者が発表した2本の論考(5.[雑誌論文]、 )が、この分野での最初の研究成果である。

海軍占領期の南洋群島の法の分析にあたっては、主に防衛省防衛研究所に所蔵されている海軍関係資料、『臨時南洋群島防備隊公報』、『臨時南洋群島防備隊民政部公報』を用いた。その結果、『外地法制誌』をはじめとする先行研究でもまったく言及されていなかった、南遣支隊の法(軍律、軍罰処罰令、パラウ民政区刑令)の存在を明らかにすることができた。

本研究の第二の成果は、1922年に開院された南洋庁法院において勤務した司法官の経歴(異動)を明らかにしたことである。植民地(台湾、朝鮮)及び関東州の法院に勤務した司法官の経歴についても調査が行われたことがないため、本研究では、これらと比較する形で、南洋群島の司法官の経歴上の特徴を分析した。外地の司法官は、全般的に内地と比較して異動するまでの期間が長い。南洋庁法院の司法官の中には、法院が開設されてから戦況が悪化して事実上閉鎖されるまで在職し続けた者(検察官)が存在していた。こうした人事が行われた理由(南洋庁・司法省の意向)又その社会・審理への影響など(今回の調査では、司法官は現地住民と非常に近い関係にあったとの証言も得た)今後明らかにしなければならない点も多いが、このことは、南洋群島の司法について考える際に、弁護士の不在(今回の調査でも南洋群島において活動していた弁護士の存在は確認することができなかった)とともに見逃してはならない点であると考えられる。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

これまで日本近代法制史で、南洋群島の法が論じられたことはなかった。それゆえ本研究期間中に申請者が発表した論考(5.〔雑誌論文〕)が、初めての成果であると考えられる。

本研究の成果は、南洋群島と軍政法が研究対象であることを日本近代法制史において提示したものである。これにより、民主的な「戦後日本」の建設を目指し、反面教師として日本近代国家(天皇制国家)の批判を主に行うという伝統的な研究目的に対し、「帝国の法」の全体像を解明する新たな研究目的を具体的な形で提示すること(=日本近代法制史の再定位)ができたと考えられる。

(3) 今後の展望

まず、研究期間中に行った南洋庁法院勤務の司法官の経歴(異動)に関する調査の結果を、出来るだけ早く論考としてまとめたい。論考を発表する媒体については、『神戸法学雑誌』又は『神戸法学年報』を予定している。

モデクゲイ事件をはじめ、南洋庁法院が審理した事件の記録及び南洋群島において活動した弁護士については、国内外で資料調査を行ったものの本研究期間中には発見することはできなかった。今後も継続して調査を行っていききたい。

- ③ 今後は、研究期間中に得た「軍政法」という視角をもとに、第一次世界大戦及び第二次世界大戦における占領地の法について調査を行い(この調査はすでに開始しており、論考も公表している)、「帝国の法」の全体像を明らかにする作業を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1件)

小野博司「海軍占領期南洋群島の法概論」『神戸法学雑誌』68(3)、2018、37-101

[http://www.lib.kobe-u.ac.jp/infolib/meta\\_pub/G0000003kernel\\_81010634](http://www.lib.kobe-u.ac.jp/infolib/meta_pub/G0000003kernel_81010634)

小野博司「香港軍政法序説 1942年制定香督令の紹介を中心に」『神戸法学雑誌』67(1)、2017、49-84

[http://www.lib.kobe-u.ac.jp/infolib/meta\\_pub/G0000003kernel\\_81009956](http://www.lib.kobe-u.ac.jp/infolib/meta_pub/G0000003kernel_81009956)

〔学会発表〕(計 1件)

小野博司「軍政法史研究の意義と課題」第31回ドイツ語圏日本史学会、2018年

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

## 6 . 研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。